

埼玉県訓令第5号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表中「	エコタウン環境課	エコ環
を「エネルギー環境課	エネ環	に、「勤労者福祉課
	勤	を「雇用労働課
を「		に改め、同表就業支援課の項及び道路政策課の項を削る。
別表所の文書記号の表中「	埼玉県川口保健所	川口保
を「	埼玉県南部保健所	南保
	に、「	埼玉県営繕工事事
務所	営工	を「
を「		埼玉県営繕・公園事務所
公		に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。